

定 款

山陽特殊製鋼株式会社

沿革

1934年12月28日 制定	1981年 6月23日 改正
1936年 4月 1日 改正	1982年 6月23日 改正
1937年11月18日 改正	1989年 6月30日 改正
1938年 3月15日 改正	1991年 6月27日 改正
1939年 6月10日 改正	1994年 6月29日 改正
1939年 9月 6日 改正	1998年 6月26日 改正
1940年 4月30日 改正	2000年 6月29日 改正
1941年 2月12日 改正	2001年 6月28日 改正
1944年10月31日 改正	2002年 6月27日 改正
1946年 5月10日 改正	2003年 6月27日 改正
1946年 6月25日 改正	2004年 6月29日 改正
1948年 5月25日 改正	2006年 6月29日 改正
1949年 9月30日 改正	2007年 6月28日 改正
1949年11月28日 改正	2009年 6月26日 改正
1951年 4月30日 改正	2010年 6月29日 改正
1951年11月29日 改正	2012年 6月28日 改正
1952年12月29日 改正	2015年 6月26日 改正
1953年 5月28日 改正	2017年10月 1日 改正
1956年 5月30日 改正	2022年 6月24日 改正
1956年11月29日 改正	
1957年 5月30日 改正	
1958年 5月30日 改正	
1958年11月29日 改正	
1959年 5月30日 改正	
1959年11月28日 改正	
1960年11月28日 改正	
1961年11月30日 改正	
1964年 5月30日 改正	
1967年12月26日 改正 款第1号	
1968年12月20日 改正	
1974年12月20日 改正	
1976年 1月30日 改正	
1977年 1月28日 改正	

山陽特殊製鋼株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、山陽特殊製鋼株式会社と称する。

2. 英文では、Sanyo Special Steel Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 特殊鋼、普通鋼および非鉄金属の製造、加工および販売
- (2) 金属粉末および非金属粉末の製造、加工および販売
- (3) 磁性材料および電子材料の製造、加工および販売
- (4) 機械、装置の製造、販売ならびに建設工事の請負
- (5) 前各号に係る技術の販売
- (6) 倉庫業、港湾運送業、道路貨物運送業および貨物運送取扱業
- (7) 不動産の売買、賃貸、仲介および管理
- (8) 物品賃貸業
- (9) コンピュータ機器、周辺機器の販売、コンピュータのソフトウェアの開発、販売ならびに情報処理および情報通信に関するサービス
- (10) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- (11) 建造物、構築物およびその付帯設備の警備、清掃、保守および管理業務
- (12) 土木工事および造園工事の設計、施工、監理および請負
- (13) 産業廃棄物処理業
- (14) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を姫路市におく。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、94,878,400株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備えおきその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(総会招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

(総会の開催場所)

第13条 当会社は、本店の所在地またはその隣接地で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(総会の招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(総会の議長)

第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(総会の決議方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の定員)

第20条 当会社の取締役は、18名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役の選定)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、社長1名を選定する。

(顧問および相談役)

第24条 取締役会は、その決議によって顧問および相談役を定めることができる。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会の招集手続)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にこれを発する。ただし、取締役全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関しては、法令および本定款に定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員および常任監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

2. 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員の中から常任監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員にこれを発する。ただし、監査等委員の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

第1条 第110期定時株主総会の終結前に生じた監査役の会社法第423条第1項の責任の取締役会決議による免除および監査役と締結済みの責任限定契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款（以下「変更前定款」という。）第37条第1項および同条2項に定めるところによる。

第2条 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定の削除および変更後の定款第17条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。
3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。